

# 全国 有害捕殺後のクマの死体の取り扱い（2019年6月時点）

一般財団法人 日本熊森協会聞き取り

		各都道府県	自家消費	販売	備考
	1	北海道（ヒグマ）	○	○	歯、胃袋は、北海道立総合研究所へ送ってもらう
東北地方	2	青森（以下ツキノワグマ）	○	○	特に規制はしていない
	3	秋田	○	×	猟友会が儲かる仕組みができてしまうので、販売しないよう指導
	4	山形	×	×	放射能の関係で、クマ肉の販売は規制
	5	岩手	○	×	放射能の関係で、クマ肉の販売は規制
	6	宮城	○	×	放射能の関係で、クマ肉の販売は規制
	7	福島	×	×	放射能の関係で、クマ肉の販売は規制
	関東地方	8	栃木	×	×
9		群馬	×	×	検体提供をお願いしているが、義務ではない。 基本的に猟友会が埋設・焼却。 放射能の関係で、クマ肉の販売は規制
10		埼玉	×	×	焼却・埋設等を指導
11		東京	×	×	検体提供をお願いしているが、義務ではない。基本的に市町村の方で埋設・焼却を指導
12		神奈川	×	×	博物館へ検体提供だが、基本的にクマの捕殺はない
北陸地方	13	新潟	×	×	放射能の関係で、クマ肉の販売は規制
	14	富山	一部○	×	焼却・埋設等を指導
	15	石川	×	×	焼却・埋設等を指導
	16	福井	×	×	焼却・埋設等を指導
中部地方	17	山梨	?	?	市町村任せ
	18	長野	○	×	焼却・埋設等を指導
	19	岐阜	×	×	焼却・埋設等を指導
	20	静岡	○	○	環境省の規制に従う
	21	愛知	×	×	クマは捕殺しない
近畿地方	22	三重	×	×	クマは捕殺しない
	23	奈良	×	×	クマは捕殺しない
	24	和歌山	×	×	クマは捕殺しない
	25	滋賀	×	×	焼却・埋設等を指導
	26	京都	○	×	焼却か埋設を指導。 毛や歯などは、府の振興事務所が回収。
	27	兵庫	○	×	2019年4月までは森林動物研究センターが全頭回収
中国地方	28	鳥取	×	×	猟友会が儲かる仕組みができてしまうので、販売しないよう指導
	29	岡山	×	×	猟友会が儲かる仕組みができてしまうので、販売しないよう指導
	30	島根	×	×	焼却・埋設等を指導
	31	広島	×	×	焼却・埋設等を指導
	32	山口	×	×	焼却・埋設等を指導

※注 ×は、埋設、焼却を徹底指導している